**資 料 提 供**
令和８年 11 月 19 日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河原（かわはら）
内線:2962
外線:082-513-2963

# 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

## 1　概要

産業廃棄物処理業者である株式会社和建に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の３の２の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

## 2　被処分者及び行政処分の内容

| | |
|---|---|
| 事　業　者<br>（ 住 所 ） | 株式会社和建（かずけん）　代表取締役　應和（おうわ）　和子（かずこ）<br>（広島県呉市安浦町三津口四丁目５番 20 号） |
| 許可の状況 | 産業廃棄物収集運搬業<br>許 可 番 号：第 03409224319 号<br>許可年月日：令和３年 11 月 18 日 |
| 処分の内容 | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し |
| 処分年月日 | 令和８年 11 月 19 日 |
| 処 分 理 由 | 同社の役員は、令和５年 12 月１日付けで、呉簡易裁判所において、法第 16 条の２の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。<br>このことは、法第 14 条の３の２第１項第２号に該当するものとして、法第 14 条第５項第２号ニで規定する同号イに該当する者のうち、法第７条第５項第４号ニに規定する者に該当するため。 |